

収 穫 調 査 委 託 契 約 書 (案)

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収穫調査委託 (角館地区2) (秋田森林管理署)	144.85	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

2. 契約期間

自 契 約 日 の 翌 日

至 令和 8 年 1 月 30 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙1のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 秋田森林管理署長 松浦 安剛（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） （住所） 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
（氏名） 分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 松浦 安剛

受託者（乙） （住所）
（氏名）

調 査 内 訳 書

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	吉田	国有林	1089い	1.24	273	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
2	吉田	国有林	1089い01	4.67	674	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1089い襲用
3	吉田	国有林	1089い02	0.19	36	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1089い襲用
4	吉田	国有林	1089い03	2.33	467	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
5	吉田	国有林	1089い04	0.65	151	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1089い3襲用
6	吉田	国有林	1089ろ	1.17	35	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
7	吉田	国有林	1089ろ01	0.26	51	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
8	吉田	国有林	1089ろ02	0.47	1	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1089ろ襲用
9	吉田	国有林	1089ろ03	0.18	1	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1089ろ襲用
10	吉田	国有林	1089ち	3.40	185	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
11	吉田	国有林	1089ぬ	0.40	20	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1089ち襲用
12	吉田	国有林	1089る04	0.19	21	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
13	吉田	国有林	1089か01	0.61	127	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
14	吉田	国有林	1089か02	1.44	83	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1089ち襲用
15	吉田	国有林	1090い	3.42	474	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
16	吉田	国有林	1090い01	0.63	91	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1090い襲用
17	吉田	国有林	1090は	0.56	56	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
18	吉田	国有林	1090は01	4.97	320	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
19	吉田	国有林	1090は02	0.84	65	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
20	吉田	国有林	1090は03	2.93	166	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	1090は1襲用

調 査 内 訳 書

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
21	吉田	国有林	1090ち02	3.80	689	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)	
22	吉田	国有林	1090り	1.12	116	複層伐(天)	30	標準地(簡標)	
23	吉田	国有林	1091と05	1.30	140	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
24	吉田	国有林	1091ち	5.36	562	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
25	吉田	国有林	1091り	2.00	166	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	1091ち襲用
26	吉田	国有林	1091ぬ	0.96	84	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1091ぬ1襲用
27	吉田	国有林	1091る	6.01	538	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1091ぬ1襲用
28	吉田	国有林	1091よ	2.90	2,029	皆伐	100	標準地(簡標)	
29	吉田	国有林	1091た	1.15	242	皆伐	100	標準地(簡標)	
30	吉田	国有林	1091れ	3.34	198	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1091な2襲用
31	吉田	国有林	1091そ	6.37	717	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
32	吉田	国有林	1091ね	4.21	531	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1091ぬ1襲用
33	吉田	国有林	1091ね01	3.53	319	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
34	吉田	国有林	1091な02	5.08	187	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
35	吉田	国有林	1091な04	0.50	25	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1091な2襲用
36	吉田	国有林	1091ら	6.33	337	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1091ぬ1襲用
37	吉田	国有林	1091む	7.58	1,015	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
38	吉田	国有林	1091の	2.12	298	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	1091ぬ1襲用
39	吉田	国有林	1092い01	1.28	271	複層伐(天)	30	標準地(簡標)	
40	吉田	国有林	1092は	2.90	596	複層伐(天)	30	標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
41	吉田	国有林	1092へ	1.97	410	複層伐(天)	30	標準地(襲用)	1092い1襲用
42	吉田	国有林	1092と	1.25	516	皆伐	100	標準地(簡標)	
43	吉田	国有林	1092ち	3.35	1,421	皆伐	100	標準地(簡標)	
44	吉田	国有林	1092り	1.62	310	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	1092れ襲用
45	吉田	国有林	1092る	1.49	218	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	1092る1襲用
46	吉田	国有林	1092る01	2.06	306	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
47	吉田	国有林	1092わ	0.70	103	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	1092れ襲用
48	吉田	国有林	1092た	1.70	447	皆伐	100	標準地(簡標)	
49	吉田	国有林	1092れ	7.17	1,511	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
50	吉田	国有林	1092こ	1.65	616	皆伐	100	標準地(襲用)	1092こ1襲用
51	吉田	国有林	1092こ01	2.20	639	皆伐	100	標準地(簡標)	
52	吉田	国有林	1092こ02	2.64	398	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	1092れ襲用
53	吉田	国有林	1092て	1.05	366	皆伐	100	標準地(襲用)	1093い襲用
54	吉田	国有林	1092あ	1.39	177	天然林択伐	30	精密毎木	
55	吉田	国有林	1092さ	1.45	484	皆伐	100	標準地(簡標)	
56	吉田	国有林	1093い	2.00	861	皆伐	100	標準地(簡標)	
57	吉田	国有林	1093ろ	1.10	164	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
58	吉田	国有林	1093に	2.83	583	複層伐(天)	30	標準地(簡標)	
59	吉田	国有林	1093と	2.50	1,124	皆伐	100	標準地(簡標)	
60	吉田	国有林	1093と	0.88	99	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

番号	森林管 理署等	調査場所		予定 面積 (ha)	予定 材積 (m ³)	伐採種	伐採 率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
61	吉田	国有林	1093ち	5.46	1,195	複層伐(天)	30	標準地(簡標)	
	合計			144.85	24,305				

特約事項（収穫調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収穫調査委託契約約款第 11 条により対応する。